

学生各位

気象警報発表時等における授業等の取扱について（予告）

I. 全学で休講となる場合

平成 26 年 10 月 14 日（火）午前 6 時から午前 8 時 50 分までの間に、宇都宮地方気象台から暴風警報が発表された場合は、「気象警報の発表時等における授業等の取扱について」に基づき、その日に行われる授業はすべて休講とし、午前 8 時 50 分以降に発表された場合は、次の時限からすべて休講とします。

なお、一旦警報が発表され、その後、解除された場合においても休講となります。

また、この休講分の授業については教員の指示に従ってください。

II. 授業を公欠とする場合

I. により全学で休講とならなくても、下記のいずれかの理由により通学が困難な場合には、届出により出席できなかった授業を公欠扱いとすることとなっています。

記

- ・暴風警報以外の“気象警報”が発表された場合
- ・学生が居住する地域で“気象警報”が発表された場合
- ・気象現象、地震その他の理由により、鉄道、バス等の通学に利用する公共交通機関の運行に大幅な遅れ（運行休止を含む）が発生した場合

このような場合は、後日、「公欠届（気象警報・交通機関の運休）」を修学支援課又は工学部学生係へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出することになります。書類は修学支援課又は工学部学生係で受け取ってください。

平成 26 年 10 月 10 日（金）10 時

宇都宮大学長 進村武男